真岡市行政評価システム

評価対象年度　令和7　年度　　**事務事業評価マネージメントシート**　　作成日　令和8年7月15日

事務事業名	障がい福祉サービス事業		担当課・係	健康福祉部　社会福祉課　障がい福祉係
政策名　No	2	「笑顔づくり」～安心と元気アップ！～	関連するSDGs･DX	 DX
施策名　No	4	障がい者の自立と社会参加の支援		

成果指標

名　称	初年度からの実績値の比較 単位	R7	R8	R9	R10	R11	目標値 R11
障がい福祉サービスを利用している者のうち、在宅でサービスを利用している障がい者の割合	%	89.1					91.0
福祉施設利用者のうち、一般就労へ移行した障がい者の割合	%	1.2					2.5
社会参加（他人と交流を持つこと）ができている障がい児者の割合	%	52.4					57.5

事業内容

障がい児者が地域社会において自立した生活を送ることができるように支援することを目的としている。内容は介護給付・訓練等給付・障害児通所事業等がある。利用者はサービス提供の1割を負担する。対象者は身障・療育・精神障がい手帳所持者、特定疾患者、高次脳機能障害者、発達障害者などである。
介護給付:居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、療養介護、施設入所支援
訓練等給付:自立訓練、就労移行支援、就労選択支援、就労継続支援・就労定着支援・共同生活援助、自立生活援助
障害児通所支援:児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問事業、福祉型・医療型障害児入所支援
国県負担割合:国1/2.県1/4
根拠法令:障害者総合支援法、同施行規則、児童福祉法、真岡市障害児福祉サービス利用者負担金助成事業

前年度の課題（Check）

芳賀管内は社会資源が少ない地域であり、行動援護など重度障がいの支援事業に対応できる事業所も少ないため、芳賀地区自立支援協議会や各法人への継続的な働きかけと、サービス利用者のニーズに合わせた支援を行えるよう、相談支援事業所との密な連携が必要である。障害児通所支援は、H27年度以降利用者が急増している。市内には多くの民間事業所があるが、適切な療育体制やサービス利用に向け、基幹相談支援センターや児童発達支援センター(ひまわり園)を通し、各事業所への研修や助言を行い、サービス内容の質の向上を図る必要がある。

7年度振り返り

【1】実績（Do）７年度に実施した事業
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児支援の支給決定を行った。
障がい福祉サービスの利用者負担は原則1割で、所得に応じた利用者負担がある。
障がい児(18歳未満の方)は市独自の助成施策として、サービス利用に関わる利用者負担は無償としている。(H21.10～)

【2】結果と課題（Check）
国の制度に基づく障がい福祉サービス事業である。障がい児・者数は毎年増えており、サービスを新規で利用する方も増えているため、事業費の増加は今後も続くものと予想される。
事業利用者数:介護給付447人(2人増)、訓練等給付578人(43人増)、計画相談667人(44人増)
事業利用児数:障害児通所等485人(32人増)、児計画相談474人(34人増)
総事業費:2,527,028千円(216,673千円増)
カッコ()内は前年度比

今後の方向性と具体策

□ 廃止　□ 休止　■ 目的絞り込み　□ 目的拡充　□ 事業統廃合　□ 事業のやり方改善　■ 予算削減　□ 予算増大　□ 現状維持(従来通りで特に改革改善しない)

【3】具体的な改善策(Action➡Plan)　課題に記載された内容の解決に向けた取り組みについて、**いつ、何を、どのように実施し解決に導くのかを具体的に**記載してください。

(1) ただちに取り組むべきこと
障がい児が福祉サービス等を利用する際に負担する利用者負担額について、全額独自助成をしている。令和7年度の政策調整会議において独自助成のうち、放課後等デイサービスに係る部分ついて見直しを行っていくこととなったが、公平性の観点から児に係る利用者負担額の全額助成を半額助成とすることを検討する。

(2) 長期的な計画で検討すること
持続可能なサービスの提供を実施するためにも、将来的に児に係るサービスの独自助成についての廃止を検討する。